

令和8年度

県内26市町村で実施

岐阜県での 結婚新生活を 応援します!!

これから結婚して、新生活をスタートしたいと
考えている方へ、岐阜県内26市町村では、
対象世帯に新生活にかかる費用を補助します。

最大60万円補助

申請期間 2026 4/1 ▶ 2027 3/31

※ご夫婦とも29歳以下の世帯:最大60万円
※上記以外の世帯:最大30万円

補助金額や要件等に
ついては、各市町村で
異なる場合がございます。

詳細は県HPを
ご確認ください



補助対象



新居の購入費、
リフォーム費



新居の家賃、
敷金・礼金、共益費、
仲介手数料



引越業者や
運送業者に
支払った引越費

対象世帯

次の①～⑤の要件をすべて満たす世帯が対象となります。※独自で要件を緩和している市町村もあります。

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに入籍した世帯
- ② ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ③ ご夫婦の所得を合わせて500万円未満の世帯 ※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除
- ④ 市町村が実施するライフデザイン講座等の受講又は医療機関へ妊娠・出産に関する相談を行った世帯
- ⑤ その他、お住いの市町村が定める要件を満たす世帯

各市町村の独自要件、問い合わせ先等詳細は、裏面をご覧ください。

問い合わせ先

岐阜県子ども・女性部 子ども・女性政策課 政策企画係
TEL 058-272-1918



お問合せ先「結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム」を実施している市町村

市町村名	表面記載以外の主な要件	市町村名	表面記載以外の主な要件
岐阜市	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦双方の住民票が対象の住居にあること 2年以上市内に居住する意思があること 市税等に滞納がないこと 対象費用は、住宅購入費用・住宅リフォーム費用、賃貸借における賃料・共益費(4か月分まで)(敷金・礼金・仲介手数料及び引越費用は対象外) 申請期間は令和9年2月26日まで 〈担当課〉子ども政策課 〈電話番号〉058-214-2397	下呂市	<ul style="list-style-type: none"> 年齢制限なし 全対象世帯の補助上限60万円 岐阜県パートナーシップ宣言制度を宣誓したカップルも補助対象 夫婦等の一方又は双方の住民票が対象の住居にあること 〈担当課〉地域創生課 〈電話番号〉0576-24-2655
高山市	<ul style="list-style-type: none"> 市税に滞納がないこと 岐阜県パートナーシップ宣言制度による宣誓者も補助対象 〈担当課〉協働推進課 〈電話番号〉0577-35-3412	養老町	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年3月1日～令和9年2月28日までの間に婚姻届を受理された世帯 夫婦の双方又は一方の住所が町内にあり、対象の住居にあること 夫婦ともに町税等を滞納していないこと 申請期間は令和8年6月1日から令和9年3月5日まで 〈担当課〉子ども課 〈電話番号〉0584-32-5078
多治見市	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦のいずれも又は一方が申請日において本市に住民票があること 申請日から3年以上継続して本市に居住すること 自治会、町内会などの自治組織に加入していること 申請期間は、令和9年2月26日まで 〈担当課〉企画政策課 〈電話番号〉0572-22-1376	垂井町	<ul style="list-style-type: none"> 申請日から3年以上継続して町内定住すること 夫婦双方の住民票が町内にあること パートナーシップ宣言制度を利用したカップルも補助対象 〈担当課〉企画調整課 〈電話番号〉0584-22-1152
関市	<ul style="list-style-type: none"> 3年以上市内に居住することの誓約をすること パートナーシップ宣言制度を利用したカップルも補助対象 令和8年1月1日から令和9年2月28日までに婚姻届を提出し受理された世帯 〈担当課〉企画広報課 〈電話番号〉0575-23-9290	関ヶ原町	<ul style="list-style-type: none"> 申請日から3年以上継続して定住することを誓約すること 夫婦双方の住民票が対象の住居にあること 〈担当課〉企画政策課 〈電話番号〉0584-43-3052
瑞浪市	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年1月1日から令和9年2月28日までに婚姻届を提出し受理された世帯 婚姻を機に居住する住宅が市内にあり、申請日において、夫婦双方が当該住宅に居住していること 夫婦双方が申請日から起算して3年以上市内に居住すること 夫婦双方に市税等の滞納がないこと 〈担当課〉シティプロモーション課 〈電話番号〉0572-68-9272	神戸町	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦双方の住民票が町内にあり、対象の住居にあること 申請日から3年以上継続して定住する意思があること 〈担当課〉健康福祉課 〈電話番号〉0584-27-0175
恵那市	<ul style="list-style-type: none"> 住宅購入費の補助(申請者の満年齢が50歳未満) 引っ越し費用の補助(申請日から2年以上市内に居住する意思があること) 〈担当課〉地域振興課 〈電話番号〉0573-26-6810	輪之内町	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦双方又は一方の住民票が対象の住居にあること 3年以上町内に居住する意思があること 〈担当課〉企画財政商工課 〈電話番号〉0584-69-3126
土岐市	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦ともに市内の対象住宅に居住していること 申請日から3年以上市内に居住する意思があること 夫婦ともに市税を滞納していないこと 〈担当課〉市民活動課 〈電話番号〉0572-54-1111(内線357)	安八町	<ul style="list-style-type: none"> 申請日から3年以上継続して町内に定住することを誓約すること 〈担当課〉福祉課 〈電話番号〉0584-64-7104
山県市	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年3月1日から令和9年2月28日までに入籍した世帯 〈担当課〉こども・健康課 〈電話番号〉0581-22-6839	揖斐川町	<ul style="list-style-type: none"> 町に3年以上定住することを前提としていること 夫婦双方の住民票が町内にあること 〈担当課〉政策広報課 〈電話番号〉0585-22-2112
瑞穂市	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年1月1日から令和9年2月28日までに入籍した世帯 3年以上市内に居住する意思があること 住宅の新築、購入またはリフォームを行っていること 〈担当課〉総合政策課 〈電話番号〉058-327-4128	大野町	<ul style="list-style-type: none"> 3年以上定住する意思があること 夫婦双方の住民票が町内にあること 〈担当課〉総合政策課 〈電話番号〉0585-35-5363
飛騨市	<ul style="list-style-type: none"> 5年以上市内に定住する意思を有する世帯 婚姻日において夫婦のいずれかの年齢が39歳以下であること 〈担当課〉ふるさと応援課 〈電話番号〉0577-62-8904	池田町	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦双方の住民票が対象の住居にあること 申請日から3年以上継続して町内に定住することを誓約すること 〈担当課〉子育て支援課 〈電話番号〉0585-45-3111(内線158)
本巣市	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年1月1日から令和9年2月28日までに入籍した世帯 夫婦双方の住民票が市内の住居にあること 〈担当課〉福祉支援課 〈電話番号〉058-323-7752	富加町	<ul style="list-style-type: none"> 表面のとおり 〈担当課〉企画課 〈電話番号〉0574-54-2111
郡上市	<ul style="list-style-type: none"> 2年以上市内に居住する意思があること 〈担当課〉市民協働課 〈電話番号〉0575-67-1831	八百津町	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦双方の住民票が町内にあること 交付決定日から5年以上継続して町内に定住すること 所得要件なし 最大100万円補助 〈担当課〉総務課 〈電話番号〉0574-43-2111
		東白川村	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦双方の住民票が村内にあること 申請日から3年以上村内に居住する意思があること 〈担当課〉総務課 〈電話番号〉0574-78-3111(内線245)
		白川村	<ul style="list-style-type: none"> 表面のとおり 〈担当課〉村民課 〈電話番号〉05769-6-1311

※上記以外にも要件がある場合があります。詳細は各市町村の担当課にお問い合わせください。